

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 みつわ福祉会(法人番号6140005013449)
監査実施日	令和7年2月26日
文書による指摘事項の有無	有

文書による指摘内容	改善状況
1 定款細則により理事長専決事項として定められている事項のうち、少なくとも、職員の任免に関すること、寄附金の受入れに関する決定及び職員の昇給・昇格に関することについて、実際には施設長兼理事の専決により処理されていた。 法人の業務執行の決定は原則理事会により行われるところであるが、例外的に、理事長や施設長等に権限を委ねる事項を、理事会の決議により定款細則により規定しており、理事会から委任されていない事項を一部の職員又は理事が業務執行することは、当該者による独断専行と解されても仕方がないものである。 ついては、理事会の権限及び権限の委任について、正しい認識を持ち、法人として業務の執行は規定を遵守すること。	改善予定
2 法人の会計伝票を確認した結果、土地賃借料80,000円(40,000円×2件)を毎月支出していた。内容について法人に確認したところ、公道から施設へと通じる道路について一部私道があり、その私道を使用するため賃借料を支出しているとのことであったが、指導監査時点において賃貸借契約書等が確認できず、賃借料の支出について根拠が判然としなかった。 ついては、契約内容を再確認し、根拠をもって賃借料の支出を行うこと。もし賃貸借契約書等が存在しないならば、相手方と協議し、理事会で審議の上で賃貸借契約の締結等を検討すること。	改善済
3 法人で所有する自動車及びETCカードについて、使用歴を確認した結果、法人業務のために使用したものかどうか判断できないものがあり、法人に確認したところ、施設長兼理事が私用で使用したとを聴取した。これについては、社会福祉法人の理事に対する特別の利益供与及び資金の法人外流出にあたる。 ついては、過去に同様の事例がないかどうか法人内で調査し、該当する事案については、私的に流用した燃料代等の費用を施設長兼理事へ求償すること。	改善予定

令和7年6月27日現在

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
1 令和4年度法人単位事業活動計算書によると、当期活動増減差額がマイナス59,794,388円となっており、次期繰越活動増減差額が漸減している。このまま、今年度と同額の当期活動増減差額マイナスが続くとすると、4年後には次期繰越活動増減差額がマイナスになる。また、令和4年度法人単位資金収支計算書によると、当期資金収支差額がマイナス43,779,673円となっており、当期末支払資金残高が漸減している。このまま今年度と同額の当期資金収支差額のマイナスが続くと5年後には当期末支払資金残高がマイナスになる。この状態は、経営状態	一部改善済

が極めて悪化しており、社会福祉法第24条第1項で求められている経営基盤の強化を図れていないと言わざるを得ず、早急に改善を図る必要がある。については別途指導文書に従い、理事会で十分に審議のうえ、具体的な改善の方法、時期（短期・長期）及び資金収支の詳細（年度毎）が確認できる計画書（収支不足額が解消されるまでのもの）を作成の上、具体的根拠書類を付けて報告すること。なお、経費節減を行うことによって利用者に対する処遇の低下につながらないよう十分に配慮すること。

令和7年2月26日現在